

令和4年度 兵庫県立北摂三田高等学校 校則

I 服装等について

1 服装 指定された服装を着用し、質素・清潔を心がけること。

冬季（4月1日～5月31日、10月1日～3月31日）

Aタイプ 学生服・長袖カッターシャツ・冬季ズボン

校章は右襟・学年章は左襟にカラーは常につけ、第1ボタンまでとめる。

Bタイプ 冬季セーラー服・ジャンパースカート

校章・学年章は左胸につける。校章を右側とし、合服のブラウスは第1ボタンまでとめる。

夏季（6月1日～9月30日）

Aタイプ 半袖または長袖カッターシャツ・夏季ズボン

Bタイプ ブラウス・夏季セーラー服・夏スカート

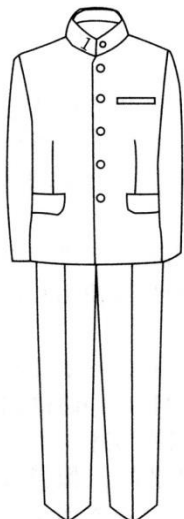
※〔Bタイプ〕合服（ジャンパースカート・長袖ブラウス）については天候等を考慮して着用期間を指示する。（令和4年度入学生より合服は廃止）

なお、体調・身体上の特別な理由により、正規の服装以外の服装で通学・受講しなければならない場合は、HR担任に申し出て、「異装許可願」を提出し、生徒指導部の許可を得る。

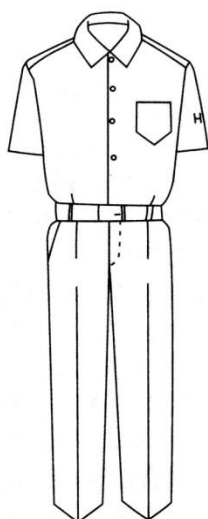
〔Aタイプ〕

〔Bタイプ〕

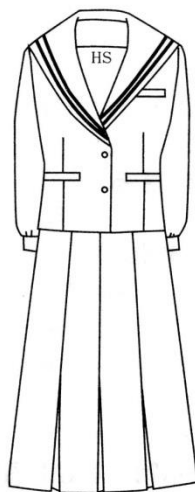
冬服



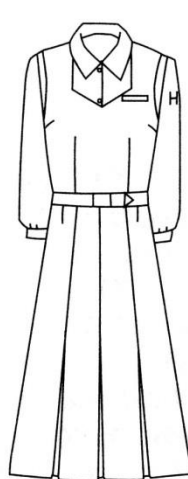
夏服



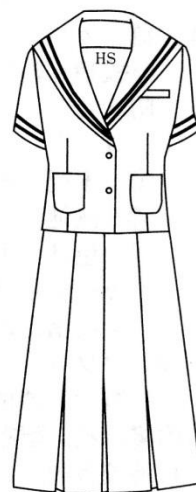
冬服



合服



夏服



(2・3年生)

2 頭髪等

- ・清楚，清潔を旨とする。脱色・染毛等の変色やパーマ等の変形はしない。
- ・化粧・カラーコンタクト・マニキュア・ピアス・つけ爪・アクセサリ等の学習活動に不要とされるものは禁止する。

3 ソックス・ストッキング

Aタイプ 白・黒・紺・グレーを基調とする。

Bタイプ 白・黒・紺・グレーを基調とする。ストッキング（レギンス）を着用時は無地で黒かうすだいたい色。ただし，黒ストッキング（レギンス）着用時は黒ソックスとする。

4 通学靴・カバン

華美でないものとする。

5 防寒着・防寒具

(1) コート

- ①本校生としてふさわしいものとする。
- ②華美にならないものとする。
- ③色は、黒・紺・茶・グレーを基調とする。

(2) カーディガン・セーター

- ①華美にならないものとする。
- ②色は、黒・紺・グレーを基調とする。

(3) マフラー・手袋

質素・清楚なものとする。

Ⅱ 通学について

ルールを守り、社会生活を営む上でのマナーを心がける。

1 公共交通機関を利用する場合

一般利用者や地域住民のことをよく考慮し、危険な乗降・迷惑行為をせず、良識ある行動を心がける。

2 自転車を利用する場合

自転車通学は許可制である。希望する生徒は、生徒指導部に「自転車通学申請書」を提出し、鑑札の交付を受け、指定された場所に駐輪する。

- (1) 交通法規を守り、本校指定の自転車通学路（詳細は別途）を通行すること。
- (2) 雨天時は雨合羽を着用する。自転車後部の傘保管は禁止。
- (3) 二人乗り・並進走行・危険運転（傘さし運転・無灯火等）・車体改造等は禁止する。
- (4) 駅周辺や公共の場所での利用・駐輪はマナーを守る。

*スマートフォン・ケータイを利用しながら、あるいはヘッドフォンを着用しながらの自転車走行並びに徒歩通学をすることは禁止する。

*原則として、自家用車送迎による通学は認めない。特別な事情があるときは、担任を通じて事前に許可を得る。

Ⅲ 校内・校外での生活について

1 校内での生活について

校内におけるルール・マナーを守り、節度ある行動を心がけること。

- (1) 学校に不要なものを持参しない。通学途中もこれに準ずる。
- (2) スマートフォン・ケータイ等については、学校敷地内では電源を切り鞆の中に入れておく。校内では使用しないこと。
- (3) タブレット端末の学校内での使用は教育活動に限り使用できる。
- (4) 始業時刻から終業時刻までの間は校外に出ない。

2 校外での生活について

法律や交通マナー、地域社会におけるルールを守り、常に安全に心がけること。

- (1) 高校生として好ましくない場所等には絶対に立ち入らない。
- (2) 夜間の外出は慎み、友人宅等には外泊しない。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。希望する生徒は、保護者・担任と十分に相談すること。
- (4) 単車・自動車の免許は取得しない。また、自動車学校への入校も許可する時期が来るまで認めない。

Ⅳ 部活動について

1 諸届・願

おもな書式

- (1) 入部届・退部届
- (2) 部員名簿(新年度版)4月下旬を目処に生徒指導部へ提出
- (3) 月間練習計画 毎月はじめに翌月の練習計画を提出
- (4) 早朝活動願・下校延長願 公式試合前3週間のうち2週間の範囲で時間延長可
- (5) 合宿許可願

2 練習について

(1) 下校時刻の厳守

	通常時	完全下校	延長時	延長時完全下校
3月～10月末	～18:10	18:30	～18:40	19:00
11月～2月末	～17:40	18:00	～18:10	18:30

(2) 部活動の禁止

①定期考査前1週間、考査中の活動については禁止する。

(ただし、考査後1ヶ月以内に大会(公式戦)がある場合は別途)

②学校が特に活動停止の必要を認めた場合は禁止する。

- (3) 早朝練習をする場合は7時30分から8時15分までとする。
- (4) 早朝練習は各個人の自主的練習であり、チーム練習であってはならない。また、強制もできない。
- (5) 長期休業中の練習 長期休業中の練習計画を生徒指導部へ提出。

3 部室使用について

- (1) 部室使用時間は始業前、放課後の部活動実施時及び休業日の練習時とする。上記時間以外に部室を使用することは禁止する。
 - (2) 鍵は、体育部は体育準備室、文化部は職員室に保管する。部活動練習中は施錠し、盗難に注意する。
 - (3) 返却時刻を厳守する。(完全下校時刻または延長時完全下校時刻)
 - (4) 部室には、部員以外の生徒の入室は禁止する。
 - (5) 部室は部員の更衣、部の物品管理のみに使用し、整理・整頓・清潔に心掛けること。
- 以上の規定を守れない場合は部室の使用を禁止する場合がある。

V アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。希望する生徒は、保護者・担任と十分に相談すること。

- 1 許可制である。
- 2 アルバイトの許可については、以下のことに留意すること。
 - ① 保護者の同意があること
 - ② 家庭の経済状況が、本人の学業継続に支障をきたすと思われる場合。
 - ③ 学校生活に問題がない場合。(成績不振・問題行動等)
 - ④ 内容が高校生にとって適切であること。
接客業・危険を伴う内容・風俗営業に関わる内容・飲酒に関わる内容・その他、高校生としてふさわしくない内容は禁止
 - ⑤ 長期休業中が原則である。
 - ⑥ 原則として夜7時以降は認めない。
 - ⑦ その他、特別な事情がある場合は、生活指導委員会で検討する。
 - ⑧ 3年生の進路決定者については、生活指導委員会で検討する。
 - ⑨ 許可されたものは、アルバイト許可証を携帯しなければならない。